廃炉発官R2第100号 令和2年8月19日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき,別紙の通り,「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所,変更理由及びその内容は以下の通り。

- ○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
 - 5・6号機サブドレン集水設備復旧に伴い、下記の通り変更を行う。

また、メタルクラッド開閉装置における地絡しゃ断導入に伴い、下記の通り変更 を行う。

- Ⅱ 特定原子力施設の設計,設備
- 2.7 電気系統設備

本文

変更なし

添付資料-6

- ・メタルクラッド開閉装置への地絡しや断器導入に伴う記載の変更
- 2.35 サブドレン他水処理施設

本文

・添付資料の追加に伴う記載の追加

添付資料-1

- ・5・6号機サブドレン集水設備復旧に伴う全体概要図及び系統構成図の記載の変更
- ・5・6号機サブドレン集水設備系統図の追加
- ・記載の適正化

添付資料-15

・5・6号機サブドレン集水設備復旧による地下水流入低減について新規記載

- Ⅲ 特定原子力施設の保安
 - 第3編(保安に係る補足説明)
 - 2.1 放射性廃棄物等の管理
 - 2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理
 - ・5・6号機サブドレン集水設備復旧に伴う記載の変更
 - ・5・6号機サブドレンピット汲み上げ水の告示濃度限度比の追加
 - ・記載の適正化

以上